

広島市固形状一般廃棄物収集運搬業の許可条件

(廃棄物の処理)

- 1 廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により本市が定めた処理計画に基づかなければならない。また、収集区域、取扱廃棄物の種類、収集対象事業所等を指定して許可を受けた者にあつては、当該指定に係るもの以外の廃棄物を収集運搬してはならない。
- 2 廃棄物を本市区域内（以下「処理区域」という。）から処理区域外に搬出してはならない。また、処理区域外の廃棄物を処理区域内へ搬入してはならない。ただし、次に該当するものを除く。
 - (1) 法第6条の3第1項の規定により指定された廃棄物
 - (2) 法第9条の8第1項の規定により再生利用に係る特例の対象となる廃棄物
 - (3) 法第9条の9第1項の規定により広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物
 - (4) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第1項の登録を受けた処理区域外の事業場に食品廃棄物等を搬出する場合

(登録車両)

- 3 処理区域内では、市長の検査・登録を受けた車両（以下「登録車両」という。）以外による廃棄物の収集運搬を行ってはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたものについてはこの限りでない。
- 4 登録車両等を処理区域外で使用し、又は許可業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたものについてはこの限りでない。

(施設の整備等)

- 5 施設及び登録車両は、常に衛生的に整備しておくとともに、登録車両は、作業終了後、必ず洗車し、市長の検査・登録を受けた施設に衛生的に格納しなければならない。

(廃棄物の収集運搬)

- 6 収集運搬時においては、廃棄物の飛散落下を防止するため、適正かつ完全に被覆シートを施すとともに、汚水の流出を防止するため、誘水装置の清掃及び滞留汚水の抜取りの励行等必要な措置を講じなければならない。また、悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。
- 7 廃棄物の収集運搬に当たり、走行の速度、進入退出の経路等について指示された事項については、これに従わなければならない。

(処分施設への搬入)

- 8 収集した廃棄物は、原則として市長の指示する処分施設へ搬入しなければならない。なお、本市の処分施設へ搬入するときは、本市係員の指示に従わなければならない。

(関係法令の遵守等)

- 9 業務の遂行に当たっては、法の遵守はもとより、その他生活環境の保全に係る関係法令を遵守するとともに、市長の指示に従わなければならない。